令和７年度

尾鷲市財政健全化及び経営健全化審査意見書

尾鷲市監査委員

尾 監　第 ６５ 号
令和８年 ８月１８日

尾鷲市長　加藤　千速　様

尾鷲市監査委員　　西　　謙　一

尾鷲市監査委員　　中　村　　文　子

令和７年度尾鷲市財政健全化及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条の規定による財政健全化判断比率及び同法第２２条の規定による公営企業の資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項の書類について、審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目　　次

Ⅰ　令和７年度 尾鷲市財政健全化審査及び経営健全化審査意見・・・1

Ⅱ　令和７年度 財政健全化審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅲ　令和７年度 水道事業会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・4

Ⅳ　令和７年度 病院事業会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・5

Ⅰ　令和７年度 尾鷲市財政健全化審査及び経営健全化審査意見

１　審査の対象

令和７年度 財政健全化比率
（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条）
①実質赤字比率
②連結実質赤字比率
③実質公債費比率
④将来負担比率

令和７年度 公営企業会計経営健全化比率
（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条）
①水道事業会計 資金不足比率
②病院事業会計 資金不足比率

２　審査の期間

令和８年８月５日から令和８年８月１８日まで

３　審査の方法

審査に付された令和７年度財政健全化比率・公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び同法施行令等の規定に準拠し、健全化判断比率の算出が適正に行われているかについて、関係法令等に基づき審査した。

４　審査の結果

審査に付された各健全化判断比率及び関係書類は、関係法令に準拠し算定されており、その比率は正確であると認められた。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりである。

Ⅱ 令和７年度 財政健全化審査意見書

１ 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２ 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和５年度（%）	令和６年度（%）	令和７年度（%）	早期健全化基準（%）	備 考
① 実質赤字比率	－	－	－	14.27(14.35)	
② 連結実質赤字比率	－	－	－	19.27(19.35)	
③ 実質公債費比率	8.8	8.8	8.4	25.0(25.0)	
④ 将来負担比率	1.4	－	－	350.0 (350.0)	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「－」を記載する。（ ）は前年度の早期健全化基準となっている。

（２）個別意見

① 実質赤字比率について

令和７年度の実質収支は、383,705 千円の黒字となっているので、実質赤字比率は、△5.98％となり、早期健全化基準の 14.27％と比較すると、これを下回っている。前年度も実質赤字比率は、△5.18％で早期健全化基準を下回っていた。

② 連結実質赤字比率について

令和７年度の連結実質収支は、1,283,427 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は、△20.01％となり、早期健全化基準の 19.27％と比較す

ると、これを下回っている。前年度も連結実質赤字比率は、△28.27％で、早期健全化基準を下回っていた。

③ 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率は、8.4％となっており、早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回っている。前年度も実質公債費比率は、8.8％で早期健全化基準を下回っていた。

④ 将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率は、△19.1％となっており、早期健全化基準の350.0％と比較すると、これを下回っている。前年度も将来負担比率は、△13.9％で早期健全化基準を下回っていた。なお、前年度比率と比較すると、5.2 ポイント低下している。

（３）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

Ⅲ 令和７年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

１ 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２ 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和５年度 (%)	令和６年度 (%)	令和７度 (%)	経営健全化 基準(%)	備 考
①資金不足比率	－	－	－	20.0	

（注）資金の不足額がない場合は、「－」を記載する。

（２）個別意見

資金不足比率について

本年度の流動負債から翌年度償還の企業債（建設改良費等の財源に充てるための企業債）を除外するなどして、算定された資金不足比率は△142.0%となり、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、これを下回っている。

（３）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

Ⅳ 令和７年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

１ 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２ 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和５年度 (%)	令和６年度 (%)	令和７年度 (%)	経営健全化 基準(%)	備 考
①資金不足比率	－	－	－	20.0	

（注）資金の不足額がない場合は、「－」を記載する。

（２）個別意見

資金不足比率について

本年度の流動負債から翌年度償還の企業債（建設改良費等の財源に充てるための企業債）を除外するなどして、算定された資金不足比率は△6.6％となり、経営健全化基準の 20.0％と比較すると、これを下回っている。

（３）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。